

報 告 書

令和7年12月15日

元内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局参事官

富永健嗣

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件（原告：特定非営利活動法人Tansa）について、東京地方裁判所から、探索依頼に係る書証の提出を求められた経緯を踏まえ、以下のとおり報告させていただきます。

記

1 はじめに

私は、元内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局（以下「国葬儀事務局」といいます。）参事官であり、本件訴訟の対象とされている原告からの内閣府大臣官房長宛て行政文書開示請求が行われた際の、国葬儀事務局の情報公開担当事務の実施責任者であった立場から、本報告を行います。

2 内閣府において行われた対象文書の探索について

令和4年9月26日に本件訴訟の対象とされている原告からの内閣府大臣官房長宛て行政文書開示請求が行われた際には、国葬儀事務局の情報公開担当者が、国葬儀事務局の執務室内にある書棚で保管されていた、国葬儀事務局設置以前に作成され、内閣府大臣官房総務課から引き継いだ行政文書の探索を実施するとともに、同担当者自身の使用する端末及び共有フォルダについて探索を行いました。また、具体的な日付は記憶しておりませんが、同担当者から、国葬儀事務局の同担当者以外で上記開示請求の対象文書を取得した可能性のある職員、すなわち、国葬儀事務局の文書管理を担当する職員である私に対して探索の依頼があったため、自身の机を含む業務で使用している執務室内の場所及び自身の使用する端末の探索を行いました。なお、令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した内閣府大臣官房総務課の担当者である中嶋元課長及び田原元課長補佐に対しても、私と同じ時期に同情報公開担当者から探索の依頼をした旨の報告があったのを記憶しています。

以上